

Ⅲ 人権教育推進の考え方

1 人権教育の推進について

人権教育は、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」(人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条)であり、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう(中略)行われなければならない。」(同3条)とされています。

「須坂市人権政策推進基本方針」には、本市の基本政策は、「人間の尊厳」は、人権の原点であり、一人ひとりの違いを個性として認め、互いに支え合いながら、部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護に関する条例の精神である「すべての人が人間として尊重され、心豊かな生活を送ることができる明るく住みよい社会を築く」こととあります。

『人権が尊重される須坂市づくり』のために、一人一人が、人権とは何かを理解し、日常の中で人権を尊重した態度や行動力が身につくよう、学校、家庭・地域、企業・職場など様々な場を通じての取組が必要です。

2 人権教育を通じて身につけたい力

文部科学省が平成 20(2008)年に公表した「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」には、人権教育を通じて育てたい資質・能力について、次の3つの側面から捉えることができるとあります。この考え方は、学校教育だけでなく、社会教育においても適応できるものです。

○ 知識的側面

自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務などの諸概念についての知識等が含まれ、自他の人権を尊重したり人権問題を解決したりする上で具体的に役立つ知識等です。

○ 価値的・態度的側面

人間の尊厳の尊重、自他の人権の尊重、多様性に対する肯定的評価、責任感、正義や自由の実現のために活動しようとする意欲などが含まれます。これらによって人権感覚が目覚めさせられ、高められることにつながります。

○ 技能的側面

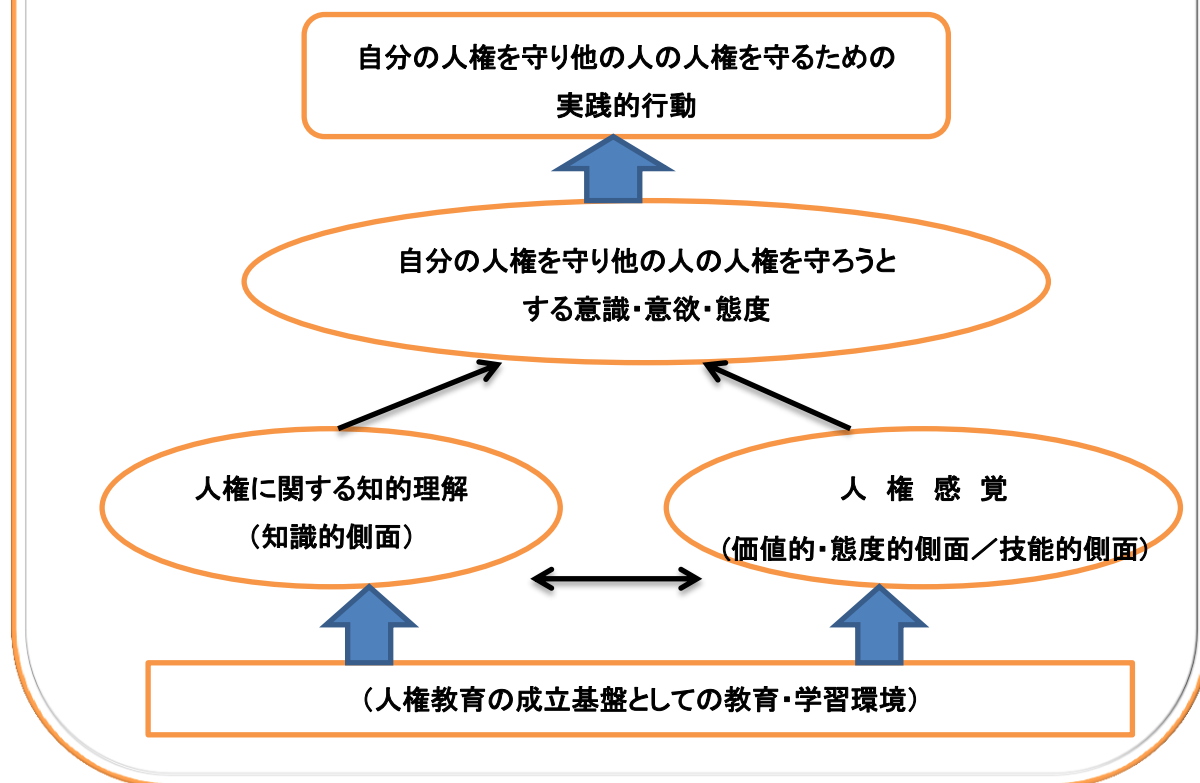
コミュニケーション技能、合理的・分析的に思考する技能や偏見や差別を見きわめる技能、その他相違を認めて受容できるための諸技能、協力的・建設的に問題解決に取り組む技能、責任を負う技能などが含まれます。こうした諸技能が人権感覚を鋭敏にします。

【人権感覚とは？】

人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとする感覚です。

人権感覚が知的認識とも結びついて、問題状況を変えようとする人権意識又は意欲や態度になり、自分の人権とともに他者の人権を守るような実践行動に連なると考えられます。

参考：人権教育を通じて育てたい資質・能力（〔第三次とりまとめ〕より）



3 「普遍的な視点」と「個別的な視点」の考え方

学習者の発達段階と地域社会の実情をふまえて「人権一般の普遍的な視点」と「具体的な人権課題に即した個別的な視点」の両面から人権教育を進めます。

「人権教育・啓発に関する基本計画」には、人権教育・啓発の手法について、「人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる」と記されています。

例えば、学校教育において、普遍的な視点からのアプローチでは、自尊感情、相手の立場になって考える想像力や共感的に理解する力、コミュニケーション能力、人間関係を調整する力などを育てる取組が考えられます。また、個別的な視点からのアプローチでは、様々な人権課題の中から、児童生徒の発達段階等に配慮しつつ、それぞれの学校の実情に応じて、児童生徒が主体的に追究できる課題、児童生徒の心に響く課題を選び、人権課題を自分の問題としてとらえ、自己の生き方を考える契機となるような指導を行うことが望ましいと考えられます。